

健生が発0903第1号
令和8年9月3日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{がんゲノム医療中核拠点病院の長} \\ \text{がんゲノム医療拠点病院の長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)

がんゲノム医療連携病院及びエキスパートパネル実施可能がんゲノム医療連携
病院に関する書類の提出について

標記については、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」
(令和8年7月30日付け健生発0730第3号厚生労働省健康・生活衛生局
長通知の別添。以下「指針」という。)のⅥの2の(3)において規定されて
いるところである。

貴院と、がんゲノム医療連携病院(以下「連携病院」という。)又はエキ
スパートパネル実施可能がんゲノム医療連携病院(以下「E P 実施可能連携病
院」という。)として新たに連携を開始又は解消する医療機関について、関係
書類を取りまとめ、下記のとおり提出いただくようお願いする。

なお「がんゲノム医療連携病院及びエキスパートパネル実施可能がんゲノム
医療連携病院に関する書類の提出について」(令和4年10月17日付け健が
発1017第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知)は廃止する。

記

1. がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院(以下「拠点
病院等」という。)は、連携病院について連携関係に変更が生じた場合
や、E P 実施可能連携病院について指定又は指定取消等を行う場合は、厚
生労働大臣宛てに、2. に記載する書類を提出すること。特に、新たな医
療機関と連携を開始する場合又はE P 実施可能連携病院を新たに指定する

場合には、当該医療機関が指針のⅣ又はⅤに掲げる事項を満たしていることを必ず確認すること。なお、提出された書類の内容について、拠点病院等に照会を行うことがある。

また、書類の提出は随時受け付けるが、新たな連携体制の開始の場合は、毎月20日までに受け付けたものについては、翌々月の1日以降に新たな連携関係の開始が可能となることに留意すること。

なお、新たに連携先として開始又は追加した医療機関も含め連携する医療機関の詳細については、毎年現況報告書において報告いただく予定である。

2. 連携病院及びE P 実施可能連携病院の指定状況等について、次の（1）から（4）に該当する場合に、それぞれ以下の書類を提出すること。

（1）これまでがんゲノム医療中核拠点病院等ではなかった医療機関を、新たに連携病院として指定する場合【別添1及び別添2】

（2）E P 実施可能連携病院として、新たに指定する場合【別添2】

（3）連携関係を変更する場合【別添2】

（ただし、成人若しくは小児の固形がん又は成人若しくは小児の造血器腫瘍及び類縁疾患のいずれの症例についても、連携を解消する連携病院については、（4）に記載の書類を提出すること。）

（4）成人若しくは小児の固形がん又は成人若しくは小児の造血器腫瘍及び類縁疾患のいずれか又はこれら複数の症例で連携を解消する場合や、E P 実施可能連携病院の指定を取り消す場合【別添3】

3. 成人若しくは小児の固形がん又は成人若しくは小児の造血器腫瘍及び類縁疾患のいずれの症例についても、現に連携する拠点病院等とは異なる拠点病院等と新たに連携する場合は、現に連携している拠点病院等のほか、新たに連携を開始する全ての拠点病院等から書類の提出が必要である。

4. 書類は、書面（紙媒体）の郵送（CD-Rの提出は不要）に加えて、電子メールにE x c e l と P D F を添付して提出すること。

○電子媒体の送付先

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

Email : gankyotenbyoin@mhlw.go.jp

○書面（紙媒体）の郵送先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1－2－2

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課